

# 令和7年度第1回高知県児童福祉審議会

- 1 日 時 令和7年12月22日（月） 18:00～19:05
- 2 場 所 高知県庁本庁舎 正庁ホール
- 3 参加者 委 員 岡谷委員長、井上副委員長、杉原委員、藤村委員、山崎（敬）委員、  
福田委員、山崎（正）委員、小松委員、森田委員、中山委員、  
藤澤委員、門吉委員、徳弘委員、中町委員、武田委員
- |     |                   |            |
|-----|-------------------|------------|
| 事務局 | 子ども・福祉政策部         | 橋本副部長      |
|     | 障害福祉課             | 山崎課長       |
|     | 〃                 | 田村課長補佐     |
|     | 子育て支援課            | 池課長        |
|     | 子育て支援課母子保健・子育て支援室 | 川崎室長       |
|     | 子ども家庭課            | 野村課長       |
|     | 〃                 | 國澤課長補佐     |
|     | 〃                 | 西森課長補佐     |
|     | 教育委員会事務局幼保支援課     | 津野課長       |
|     | 〃                 | 田邊課長補佐     |
|     | 警察本部人身安全・少年課      | 野中次長（代理出席） |
|     | 中央児童相談所           | 藤田所長       |
|     | 幡多児童相談所           | 有澤所長       |

## 4 審議事項

- (1) 高知県児童福祉審議会運営規程の一部改正について  
同案のとおり、承認された。

## 5 報告事項

- (1) 第2期高知家の子どもの貧困対策推進計画の総括について  
(2) 令和6年度の高知県における被措置児童等虐待の状況等について  
(3) 令和6年度に児童相談所が受け付けた児童相談の状況等について

### [質疑意見等要旨]

#### ○審議事項

- (1) 高知県児童福祉審議会運営規程の一部改正について  
(委員)

資料1-3の2ページ目に内閣府令で定める事項として「児童福祉審議会等」とあるが「等」は何を想定しているのか。児童福祉審議会へ報告する事項として、施設名称や所在地などがあるが、今まではこのような情報は伏せられた形で審議していたが、これからは保育部会でも子ども支援専門委員会でも明らかにしていくということか。

(事務局)

「児童福祉審議会等」について、市町村で児童福祉審議会を設置していない場合は委員に相当する者が審議することになるケースと、県においても、児童福祉審議会を設置せず社会福祉審議会の中で児童福祉に関する事項を審議する形式を取ることもできる。

このように児童福祉審議会ではない者や会議に報告する形もあるため、「児童福祉審議会等」となっている。

内閣府令で定める報告事項として下線を引いている項目について、過去の経緯を調べたところ、なぜか（本県の）児童福祉審議会ではこれらの項目は報告事項に含めていないが、現在の法令でも（これらの事項は報告することが）必要となっているため、今後は児童福祉施設等における事案を虐待認定した場合には、法令に則って氏名や生年月日なども報告するよう整理した。

(委員)

虐待として認定できるか微妙な場合はどうなるのか。

(事務局)

現在高知県は、児童養護施設等については、(虐待) 認定する前に必ずこども支援専門委員会の皆様に諮っているが、法令上は認定した結果を審議会に報告して意見を伺うという形になっているため、認定前のご意見を伺う際にはこれまでどおり（情報）を伏せた状態で審議し、認定した後に何らかの形で審議会に報告する手続きになろうかと思う。このあたりについては、今後ガイドラインを改正予定であるため、詳細を詰めていきたいと思う。

(委員)

部会では（情報を）伏せた形で審議し、(虐待) 認定されたものについては部会に報告する形になるとのことだが、報告内容は公表することになるのか。公表とは別になるか。

(事務局)

公表とは別になる。資料 1-3 の 2 ページの②内閣府令で定める事項に公表事項があり、本日の報告資料にもあるが、職員の職種は公表事項となるものの、生年月日や氏名といったものは公表されない。

(委員)

不適切保育に関する通報があった場合、まずは県で調査を実施して部会に報告することになるのか。それとも審議会に報告することになるのか。

(事務局)

保育所等と児童養護施設等では取り扱いが少々異なっている。児童養護施設等については、必ず虐待認定する前に部会に諮り、認定した結果を審議会の場で報告し、公表と

いう流れになっている。

保育については、今後、保育部会に認定した結果を報告させていただくことになるが、認定の判断が難しい案件や委員の皆様の意見をお伺いした方が良いと判断される事案などは、県が認定する前に保育部会で審議する流れを想定している。

(委員)

中町委員などは（保育士としての意見など）よろしいか。

(委員)

特にない。

(委員)

保育部会で本内容の説明をいただいたが、児童養護施設との取り扱いで差が出るのは大丈夫なのかという気持ちが若干ある。保育部会で虐待と認定したものを（児童福祉審議会に）報告することはもちろん必要だが、微妙と判断されるものについても一定は部会で審議し、意見を伺うことも必要かと思う。

個別ケースごとに判断していくしかないと思うが、児童養護施設を取り扱っている子ども家庭課と、（保育所等を取り扱っている）幼保支援課で十分調整をしていただきたい。

(委員)

資料1-3の3ページ目にあるとおり、保育所に関する機関が対象施設として追加されたと思うが、自立生活援助事業などはこれまでどおり（認定前に）審議することになるのか。

(事務局)

こども支援専門委員会で審議いただくもののうち、児童館について市町村設置だが認可は県となっており、児童館だけはこれまでどおりとするか、保育所等と同様にするかまだ決定していない。その他の児童福祉分野の施設についてはこれまでどおりの取り扱いと考えている。

(委員)

そのあたりの流れについては再度ご確認をいただいて、その他ご意見なければ本審議事項について承認することとしてよろしいか。

(全委員)

異議なし

○報告事項

(1) 第2期高知家の子どもの貧困対策推進計画の総括について

質疑なし

(2) 令和6年度の高知県における被措置児童等虐待の状況等について

(委員)

今後は保育所等の事案、施設名や氏名が公表事項に入ってくるのか。

(事務局)

施設名や氏名は公表事項には含まれないが、今後は保育所等の施設が追加となり、様式を見直し、公表施設・事業が増えるといったイメージである。

(3) 令和6年度に児童相談所が受け付けた児童相談の状況等について

質疑なし